

第52期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時より

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※ご出席の株主様へのお土産は控えさせていただきます。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

株主総会資料の電子提供制度について

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにとの観点から、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおりに書面でお送りしております。

なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式が決まり次第、適切な方法にて株主様へご案内差し上げる予定です。

目次

第52期定時株主総会招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 5
事業報告	P 13
連結計算書類	P 43
計算書類	P 45
監査報告	P 47

証券コード 9788
(発信日) 2023年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株 式 会 社 ナ ッ ク
代表取締役社長 吉 村 寛

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nacoo.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」
「株式情報」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9788/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ナック」
又は「コード」に当社証券コード「9788」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を
順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）						
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館5階エミネンスホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）						
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 314 511 430">報告事項</td> <td data-bbox="518 314 1365 430">1. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 435 511 506"></td> <td data-bbox="518 435 1365 506">2. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 511 511 619">決議事項</td> <td data-bbox="518 511 1365 619"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件
報告事項	1. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件						
	2. 第52期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件						
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件						

【招集にあたっての決定事項】

- ◆書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◆代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。この場合、代理権を証明する書類の提出が必要となります。
- ◆インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◆インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◆本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

<div data-bbox="279 338 420 477" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="232 495 470 567">株主総会にご出席される場合</p> <p data-bbox="179 591 520 663">本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <hr/> <p data-bbox="319 694 382 715">日 時</p> <p data-bbox="202 740 497 804">2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	<div data-bbox="690 338 817 477" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="588 495 920 567">インターネットで議決権を行使される場合</p> <p data-bbox="585 591 925 638">次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <hr/> <p data-bbox="712 694 796 715">行使期限</p> <p data-bbox="601 740 907 804">2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>	<div data-bbox="1087 338 1227 477" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="994 495 1321 567">書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p data-bbox="987 591 1330 689">本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <hr/> <p data-bbox="1114 694 1203 715">行使期限</p> <p data-bbox="1003 740 1313 804">2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分到着分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX株

XXXXXXXXXX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX株

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

暗号パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

→ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

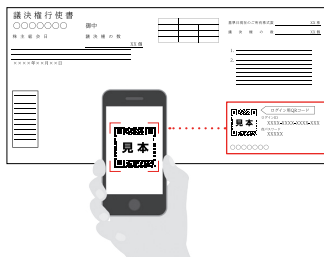
インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

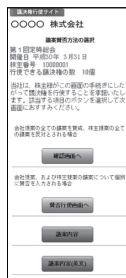
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

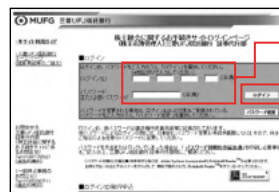
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

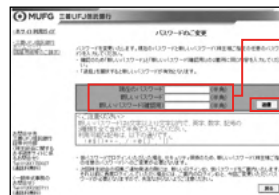
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、「連結純資産配当率4%（年間）以内」、ただし「配当性向100%以内」を基準としています。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円 配当総額 678,227,070円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役吉村寛氏、大場直樹氏、熊本浩明氏、宮島賢一氏、中畑裕子氏の5名は任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため再任取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関し、指名報酬諮問委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項がない旨の報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	よしむらかん			
1	吉村寛	(1961年5月8日生)	所有する当社株式数……………	57,431株
			在任年数……………	18年
			取締役会出席状況……………	13/13回

【略歴、当社における地位及び担当】

再任

1984年4月 当社入社
 2003年11月 執行役員 レンタル事業部 第二支社長
 2005年6月 取締役
 2011年6月 常務取締役 住宅事業本部 本部長
 2013年6月 専務取締役
 2014年6月 取締役副社長 グループ統括執行責任者
 2015年6月 代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ジェイウッド 取締役
 株式会社ケイディアイ 取締役

取締役候補者とした理由

吉村寛氏は、当社の全ての基幹事業に精通し、2015年に当社代表取締役社長へ就任以降、持続的成長のための基盤を確実なものとして発展させるべく、常に経営トップとして卓越した経営手腕を発揮してきました。取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしており、今後当社の経営において必要不可欠であると判断することから、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 所有株式数は、2023年3月31日現在のものです。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

候補者番号

2

おお ば なお き
大 場 直 樹

(1969年9月15日生)

所有する当社株式数…………… 20,829株

在任年数…………… 2年

取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2002年 5月 当社入社
2013年 4月 執行役員 建築コンサルティング事業部長
2014年 4月 株式会社レオハウス 執行役員 東日本営業本部長
2015年 6月 同社取締役 東日本営業本部長
2018年 1月 執行役員 法人事業戦略本部長
2019年 7月 上席執行役員 建築コンサルティング事業部長
2020年 5月 上席執行役員 建築コンサルティングカンパニー代表（現任）
2021年 6月 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

ナックハウスパートナー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

大場直樹氏は、建築コンサルティング事業における販売管理を指揮し、業績向上に寄与するなど事業基盤の強化に高い貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行を果たしており、今後も当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数は、2023年3月31日現在のものです。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

候補者番号

3

くまもと ひろあき
熊本 浩明

(1968年11月5日生)

所有する当社株式数…………… 一株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年 4月 株式会社住友銀行 入行（現 株式会社三井住友銀行）
1997年10月 中央監査法人 入所
2004年 7月 PricewaterhouseCoopers 香港事務所 入所
2007年 8月 PwCアドバイザー合同会社 入社
2011年12月 株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役社長（現任）
2012年10月 Global Japan Consulting Limited（香港法人）CEO（現任）
2012年12月 Global Japan APP Consulting Private Limited（インド法人）取締役（現任）
2016年 5月 株式会社グローバルジャパンネットワーク 代表取締役社長（現任）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役社長
Global Japan Consulting Limited（香港法人）CEO
Global Japan APP Consulting Private Limited（インド法人）取締役
株式会社グローバルジャパンネットワーク 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

熊本浩明氏は、公認会計士及びコンサルタントとしての豊富な経験と幅広い知識を有しているため、同氏の高い専門性と豊富な経験に基づく外部からの視点
が、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有益であると判断
したため、社外取締役の候補として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 熊本浩明氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、熊本浩明氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は法令が定める金額としております。本総会において熊本浩明氏の再任が承認された場合、当社は熊本浩明氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、熊本浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

候補者番号

4

みや じま けん いち
宮 島 賢 一

(1955年3月16日生)

所有する当社株式数…………… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 5月 株式会社ダスキン 入社
2004年 6月 同社取締役
2018年 6月 同社取締役副社長執行役員
2020年 6月 同社退社
2021年 6月 当社社外取締役（現任）

社外

独立

【重要な兼職の状況】

荒井商事株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮島賢一氏は、株式会社ダスキン役員の経歴及び、経営全般に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役の見地から、株式会社ダスキンとの資本業務提携推進の他、当社の事業推進の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役の候補として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮島賢一氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、宮島賢一氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は法令が定める金額としております。本総会において宮島賢一氏の再任が承認された場合、当社は宮島賢一氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、宮島賢一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

5

なか はた ゆう こ
中 畑 裕 子 (1973年9月22日生)

所有する当社株式数…………… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1994年 4月 株式会社フラッシュ 入社
1995年 6月 株式会社バックスグループ 入社
2002年 3月 株式会社スマート 代表取締役社長
2005年 3月 株式会社パルティール 代表取締役社長
2010年 8月 Honor Circle HK Limited 入社
2016年 6月 株式会社FVG CAO
2018年 4月 株式会社アマガサ 社外取締役
2019年 6月 株式会社幸楽苑ホールディングス 社外取締役
2021年 6月 サスティナシード株式会社 代表取締役社長（現任）
2021年 6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

サスティナシード株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中畑裕子氏は、複数社の代表取締役社長及び社外取締役としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏の高い専門性と豊富な経験に基づく外部からの視点が、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有用であると判断し、社外取締役の候補として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中畑裕子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、中畑裕子氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は法令が定める金額としております。本総会において中畑裕子氏の再任が承認された場合、当社は中畑裕子氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、中畑裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役遠藤彰子氏は任期満了となります。また、監査役遠藤哲嗣氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため新任監査役2名の選任をお願いするものであり、補欠の監査役の任期につきましては、当社定款第29条の規定により、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関し、指名報酬諮問委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項がない旨の報告を受けております。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	うる	ま	まさ	ひろ		
1	潤	間	正	弘	(1964年4月2日生)	所有する当社株式数…………… 268株

【略歴、当社における地位】

新任

1989年11月 当社入社
2013年4月 デリバリービジネスカンパニー ダスキン事業部 業務管理室 事務長
2015年8月 レンタルビジネスカンパニー レンタル業務管理室 室長
2018年4月 ビジネスサポート本部 内部監査部 室長代理
2022年4月 ビジネスサポート本部 内部監査部 室長(現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社ジェイウッド 監査役
株式会社ケイディアイ 監査役
株式会社アーネスト 監査役

監査役候補者とした理由

潤間正弘氏は、当社主幹事業であるレンタル事業の管理部門責任者を経て、当社グループの内部監査業務を担っております。多岐にわたる当社グループ事業の知識を有しており、今後監査役として監督・監査機能を十分に発揮し、当社グループの成長及び企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、常勤監査役の候補として選任いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有株式数は、2023年3月31日現在のものです。また、ナック従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

候補者番号

2

まつ お ひろ むね
松 尾 浩 順

(1980年6月20日生)

所有する当社株式数……………

一株

【略歴、当社における地位】

新任

2009年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2009年4月 東京海上日動火災保険株式会社 入社
2011年7月 シグマ麴町法律事務所 入所
2014年7月 シグマ麴町法律事務所 パートナー就任
2016年1月 株式会社Welllone's 社外監査役（現任）
2019年10月 株式会社三通 社外監査役（現任）
2022年5月 税理士登録
2023年3月 シグマ麴町法律事務所 代表パートナー（現任）
2023年5月 サイクラーズ株式会社 社外監査役（現任）

社外

独立

【重要な兼職の状況】

シグマ麴町法律事務所 代表パートナー
株式会社Welllone's 社外監査役
株式会社三通 社外監査役
サイクラーズ株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

松尾浩順氏は、弁護士及び税理士の資格を有しております。同氏の企業法務から税務に係る幅広い知見を、客観的な立場から当社の監査に反映いただくことで、当社の監査体制及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役の候補として選任いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松尾浩順氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、松尾浩順氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。賠償責任限度額は法令が定める金額としております。
4. 当社は、松尾浩順氏を東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、同氏を独立役員予定者として届け出をしております。

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）に係る行動制限の解除以降、景気は緩やかに持ち直しておりますが、ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰や円安による物価上昇等、依然として先行き不透明な状況が続きました。

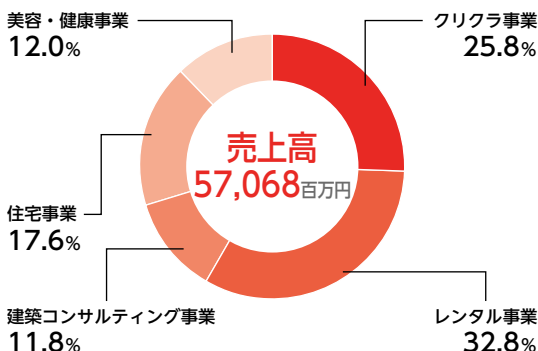
当社グループの事業領域である小売・サービスにおいては、外食、旅行等の対面型サービスを中心に回復の兆しがみられ、個人消費は緩やかに持ち直しております。

このような中、当社グループでは各事業分野において、感染症関連分野の拡充や顧客サービスの向上、販促活動や商圏の拡大及び事業再編に積極的に取り組んでまいりました。

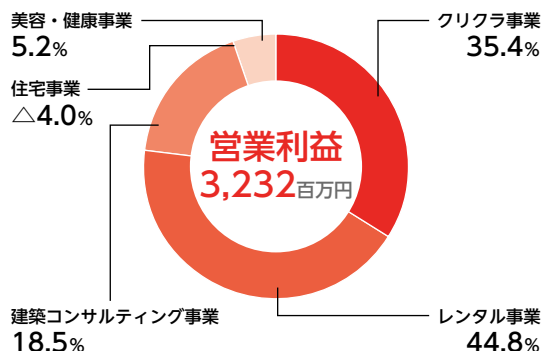
その結果、当連結会計年度の業績は、売上高57,068百万円（前期比3.9%増）、営業利益3,232百万円（同17.1%増）、経常利益3,243百万円（同16.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,002百万円（同17.2%増）となりました。

また、個別業績は、売上高33,032百万円（前期比0.1%増）、営業利益2,245百万円（同26.6%増）、経常利益2,352百万円（同26.3%増）、当期純利益1,294百万円（同13.7%増）となりました。

売上高構成比



営業利益構成比

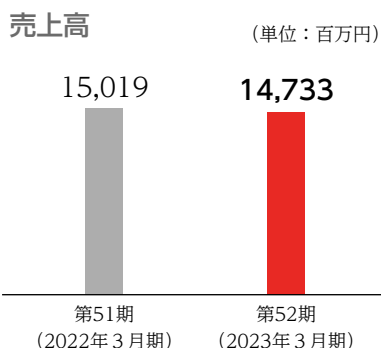


(注) 売上高構成比の計算に、セグメント間の内部売上高又は振替高△35百万円は含まれません。また、営業利益構成比の計算に、各セグメントに帰属しない全社費用等1,341百万円は含まれません。

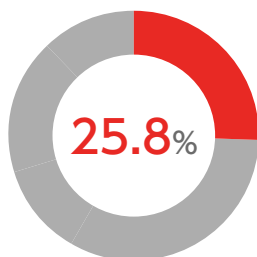
クリクラ事業

売上高 14,733百万円
(前連結会計年度比1.9%減)

営業利益 1,618百万円
(前連結会計年度比27.5%増)



売上高構成比



宅配水市場は、感染症の影響による法人の消費量減少が続いていますが、宅配型サービスの一般化や災害に備えた食品ストックの認知増加も後押しとなり、個人需要は引き続き増加しました。

クリクラ事業では、新規顧客獲得のため「クリクラあんしん宣言」による商品・サービスの安全性訴求や、データ活用及び効率化を目的としたシステムインフラ「CrePF（クリクラプラットフォーム）」の実証、サステナビリティ戦略に向けた投資等、引き続き販促活動強化に取り組みました。また2022年10月には、昨今の原材料費の高騰や人件費、物流費の上昇等を受け、クリクラボトルの値上げを実施しました。

直営部門は、宅配水「クリクラ」において、昨今の物価高や大手企業の参入により顧客件数が減少傾向にあるものの、クリクラボトルの値上げにより、売上高は前期比で微増しました。次亜塩素酸水溶液「ZiACO（ジアコ）」においては、顧客件数が増加傾向にある一方で消費量が減少したため、売上高は前期比で減少しました。結果、直営部門全体の売上高は前期比で同水準（微増）となりました。

加盟店部門では、2022年4月に加盟店へのサーバー販売価格を値上げした影響で関連商材を含む販売数が減少、さらにはプラント関連売上が減少したことで、売上高は前期比で減少しました。

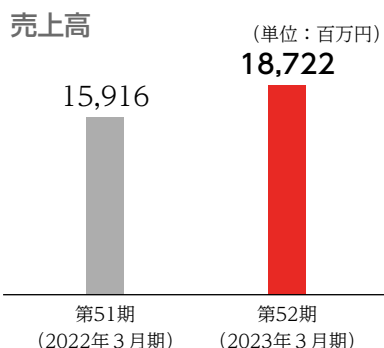
損益面では、クリクラボトルの値上げ及びセールス人員の削減等による販促活動の見直しにより、営業利益は前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高14,733百万円（前期比1.9%減）、営業利益1,618百万円（同27.5%増）となりました。

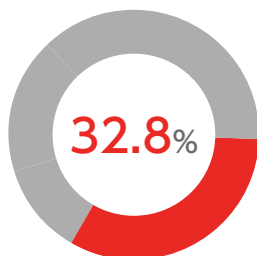
レンタル事業

売上高 18,722百万円
(前連結会計年度比17.6%増)

営業利益 2,050百万円
(前連結会計年度比26.4%増)



売上高構成比



レンタル事業では、人生100年時代に向けた各事業の需要増加を見据えて、販売網の拡大やサービス体制の強化に取り組みました。

主力のダスキン事業では、ダストコントロール部門において2022年7月に一部商品の値上げを実施、また家事代行や害虫駆除、花と庭木の管理といった包括的な役務サービスを提供するケアサービス部門において引き続き事業数を増やしたこと（2018年8月に締結した株式会社ダスキンの資本業務提携後から販促人員を増強して営業活動拡大中）により、売上高は前期比で増加しました。

害虫駆除器「with」を主力とするウィズ事業では、主要顧客である飲食店が営業を再開し、停止していた定期納品が回復したこと、並びに2022年7月に一部商品の値上げを実施したことで、売上高は前期比で増加しました。

法人向け定期清掃サービスを提供する株式会社アーネストでは、前期に引き続き感染症関連事業において、厚生労働省が実施する水際対策の支援事業が奏功し、売上高は前期比で大幅に増加しました。

損益面では、主にケアサービス部門の事業拡大による販売費及び一般管理費の増加を、ダスキン事業ダストコントロール部門、ウィズ事業及び株式会社アーネストの売上高増加が補い、営業利益は前期比で増加しました。

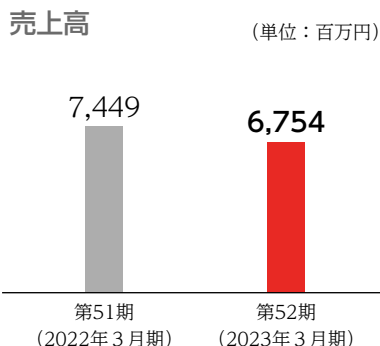
以上の結果、当連結会計年度の売上高18,722百万円（前期比17.6%増）、営業利益2,050百万円（同26.4%増）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に、ダスキン事業において名古屋支店、ヘルスレント台東ステーション及びヘルスレント江東ステーションを開設しました。

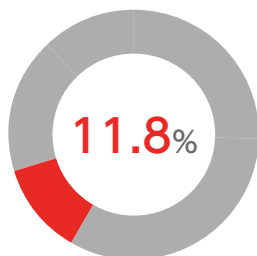
建築コンサルティング事業

売上高 **6,754**百万円
(前連結会計年度比9.3%減)

営業利益 **847**百万円
(前連結会計年度比2.9%減)



売上高構成比



地場建築業界及び市場は、半導体供給不足による住宅設備機器の納入遅延に目処が立ちつつあるものの、慢性的な職人不足や物流コストの高騰に加え、世界的な物価高が追い打ちとなり、引き続き厳しい外部環境となりました。

コンサルティング部門では、DXやSDGs関連の新商品を複数投入、また当第4四半期からはIT導入支援を目的とした補助金対象商品の販売を強化したものの、長期化する建築部資材の高騰や感染症関連融資の返済開始等により、顧客である地場工務店の購買意欲が低下したため、売上高は前期比で減少しました。

省エネ関連部資材の施工及び販売を手がけるナックススマートエネルギー株式会社では、半導体及び各種製造部品の不足に起因する蓄電池及びパワーコンディショナー等の納入遅延・停止が徐々に改善し、滞留していた納品ペースが回復に向かったため、売上高は前期比で同水準(微増)となりました。

住宅フランチャイズ事業を展開するエースホーム株式会社では、加盟店での上棟数減少に伴う卸売り減少により、売上高は前期比で減少しました。

損益面では、ナックススマートエネルギー株式会社において、卸売り中心から工事請負を含めた販売構成にシフトチェンジしたことで売上総利益率が改善しましたが、売上総利益率の高いコンサルティング部門における売上高減少が影響し、建築コンサルティング事業全体の営業利益は前期比で同水準(微減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高6,754百万円(前期比9.3%減)、営業利益847百万円(同2.9%減、エースホーム株式会社ののれん償却額41百万円を含む)となりました。

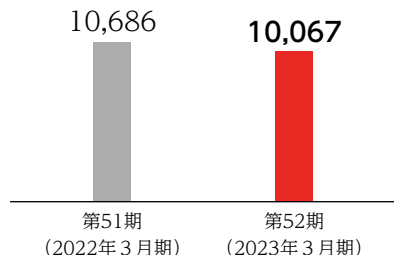
なお、エースホーム株式会社は、2023年4月1日を効力発生日としてナックススマートエネルギー株式会社を吸収合併しております。合併に伴い、社名をナックハウスパートナー株式会社に変更しております。

住宅事業

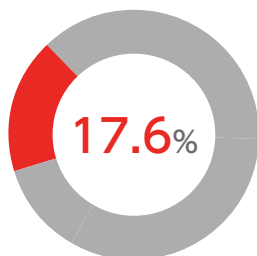
売上高 10,067百万円
(前連結会計年度比5.8%減)

営業損失 181百万円
(前期営業利益233百万円)

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



住宅業界は、国土交通省発表の3月新設住宅着工戸数によると、貸家や分譲住宅を含む全体では2ヶ月連続で減少、当社の事業領域である持家では16ヶ月連続の減少となり、引き続き厳しい状況となりました。

株式会社ケイディアイでは、新規出店を行い営業範囲拡大に努めたものの、都心の土地価格上昇や建築部資材の高騰により土地仕入に苦戦し、また不動産市場全体の鈍化により販売戸数が伸び悩んだため、売上高は前期比で同水準（微減）となりました。

株式会社ジェイウッドでは、1棟あたりの販売単価上昇や大型物件の販売による売上増加があったものの、完工棟数の減少に伴う売上高減少をカバーするには至らず、売上高は前期比で減少しました。

損益面では、株式会社ケイディアイにおいて、建築部資材等の高騰を販売価格に転嫁することで利益確保に努めましたが、吸収しきれなかった部分や新規出店に伴う費用により利益減少する結果となりました。また株式会社ジェイウッドにおいても、建築部資材等の高騰や集客促進のために広告投資を前倒しで実施したため、住宅事業全体の営業損失は前期比で大幅に拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高10,067百万円（前期比5.8%減）、営業損失181百万円（前期営業利益233百万円、株式会社ケイディアイののれん償却額30百万円を含む）となりました。

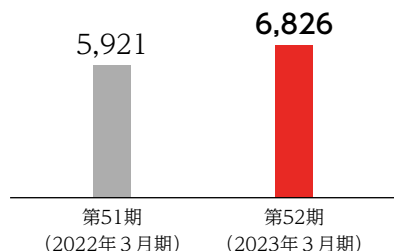
出店につきましては、当連結会計年度に、株式会社ケイディアイにおいて吉祥寺店を開設しました。

美容・健康事業

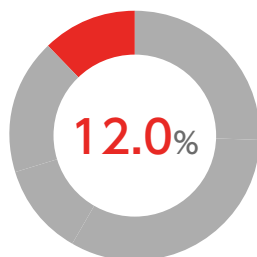
売上高 **6,826**百万円
(前連結会計年度比15.3%増)

営業利益 **238**百万円
(前連結会計年度比58.2%増)

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



化粧品業界は、マスク着用方針の緩和や外食機会の増加等感染症の影響が落ち着いたことで、ファンデーションをはじめとしたメイクアップ商品が需要回復し、業界全体に持ち直しの兆しがみられました。

株式会社JIMOSでは、2021年9月に一部事業を株式会社アップセールとして新設分割したことによる減少分を除くと、前々期に販売を開始した「SINN PURETÉ (シンピュルテ)」の売上高が伸びたことに加え、2022年7月に吸収合併した「豆腐の盛田屋」の売上高も加わり、売上高は前期比で増加しました。

株式会社ベルエアーでは、主力の栄養補助食品における顧客件数減少に伴い販売数が減少したため、売上高は前期比で減少しました。

株式会社アップセールでは、2022年1月に医薬品通販事業（主に第三類医薬品を取り扱う事業）を買収し新たな売上が加わりましたが、既存のヘアケア事業において、利益率向上を目的とした値上げや他社との価格競争により販売量が縮小したため、新設分割前の事業単位と比較した売上高は前期比で減少しました。

前期子会社化した化粧品受託製造を主力とする株式会社トレミーは、需要回復に伴い受注数が増加し、売上高は連結後の同期間と比較して増加しました。

損益面では、株式会社JIMOSにおいて、新規顧客獲得のために積極的な広告投資を実施しましたが、株式会社アップセールの黒字化及び株式会社トレミーの受注数回復に伴う黒字化が寄与し、美容・健康事業全体の営業利益は前期比で大幅に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高6,826百万円（前期比15.3%増）、営業利益238百万円（同58.2%増、株式会社JIMOS、株式会社ベルエアー、株式会社アップセール及び株式会社トレミーののれん償却額202百万円を含む）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は316百万円であり、主なものは、クラウド事業の新型サーバーの金型に係る支出46百万円であります。

③ 資金調達の状況

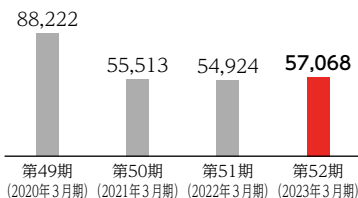
当連結会計年度末の借入金残高は6,143百万円であり、前期末残高比で1,317百万円減少しております。

④ 重要な企業再編等の状況

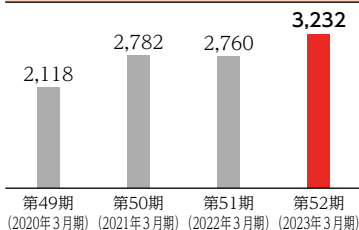
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

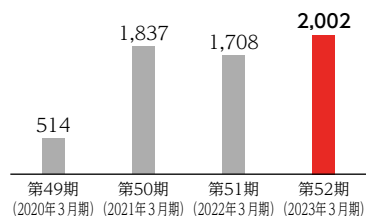
売上高 (単位：百万円)



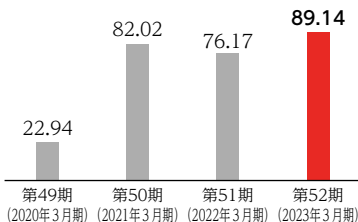
営業利益 (単位：百万円)



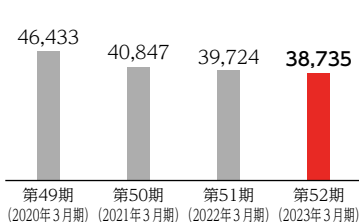
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



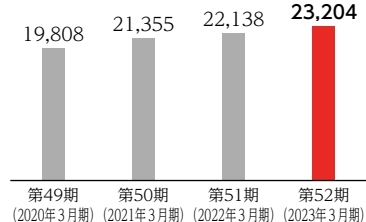
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



	第49期 (2020年3月期)	第50期 (2021年3月期)	第51期 (2022年3月期)	第52期(当期) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	88,222	55,513	54,924	57,068
営業利益 (百万円)	2,118	2,782	2,760	3,232
経常利益 (百万円)	2,098	2,683	2,792	3,243
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	514	1,837	1,708	2,002
1株当たり当期純利益 (円)	22円94銭	82円02銭	76円17銭	89円14銭
総資産 (百万円)	46,433	40,847	39,724	38,735
純資産 (百万円)	19,808	21,355	22,138	23,204

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業セグメント	会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
レンタル事業	株式会社アーネスト	10百万円	100.0	ビルメンテナンス事業等
建築コンサルティング事業	ナックススマートエネルギー株式会社	80百万円	100.0	省エネ関連部資材の施工と販売
	エースホーム株式会社	100百万円	100.0	住宅フランチャイズ事業
住宅事業	株式会社ジェイウッド	100百万円	100.0	注文住宅の建築請負
	株式会社ケイディアイ	100百万円	100.0	分譲住宅・注文住宅の建築請負
	株式会社ナックライフパートナーズ	10百万円	100.0	金融業
美容・健康事業	株式会社JIMOS	350百万円	100.0	化粧品・健康食品の通販等
	株式会社ベルエアー	50百万円	100.0	栄養補助食品・化粧品の製造・販売
	吉慕詩股份有限公司	3百万TWD	100.0	化粧品の通販等
	株式会社トレミー	80百万円	100.0	化粧品の開発・製造
	株式会社アップセール	50百万円	100.0	化粧品・健康食品・医薬品の通販等

(注) ナックススマートエネルギー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うため、エースホーム株式会社を100%子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業の事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業、建築コンサルティング事業、住宅事業、美容・健康事業の5つの事業体制からなる「複合企業体」として事業運営しております。

日本経済は、感染症による制約がほぼ解消され、景気が感染状況に左右されないアフターコロナに移行することが期待されます。一方で、ウクライナ情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や円安による物価上昇が続いており、依然として先行きは不透明であるといえます。

このような中、当社グループにおきましては中期経営計画達成のため、経済及び社会情勢の変化を的確に捉え、事業間シナジーを追求しながら様々な施策に取り組んでまいります。

クリクラ事業

顧客件数を拡大させるため、主にショッピングモール等で行うイベント営業への積極的な販促投資を実行してまいります。さらには浄水型ウォーターサーバー「feel free（フィールフリー）」をはじめとする新商品・新サービスの提供を行います。またシステムインフラ「CrePF（クリクラプラットフォーム）」の加盟店への導入を進め、クリクラブランド全体での効率化を高めてまいります。

なお、2023年4月1日より加盟店から承継した株式会社クリクラ長崎を連結子会社化し、当事業セグメントに追加しております。

レンタル事業

ダスキン事業では、引き続き感染症で変化したライフスタイルに対応し、お客様に選ばれる新商品・新サービスを提供してまいります。また、株式会社ダスキンとの資本業務提携に基づくケアサービス部門及びヘルスレント部門のさらなる出店（事業数拡大）により、人生100年時代に向けたサービス網の拡大を進めます。

害虫駆除器「with」を主力とするウィズ事業では、主要顧客である飲食店が営業再開したことを追い風に、営業活動の強化と効率化を図り、顧客件数拡大を目指してまいります。

株式会社アーネストでは、感染症関連事業（厚生労働省が実施する水際対策の支援事業等）を継続していくとともに、それ以外の分野においても各省庁との連携を強化し、受注獲得に注力してまいります。

建築コンサルティング事業

コンサルティング部門では、当期にリリースしたDXやSDGsを推進する新商品の販促活動及び補助金対象商品を活用した営業手法を強化することで販売数拡大を目指してまいります。また無料会員制度の拡充により入口を広げ、会員向けのアフターサポートも強化してまいります。

ナックハウスパートナー株式会社（存続会社：エースホーム株式会社）では、2023年4月1日に省エネ関連部資材の施工及び販売を手がけるナックスマートエネルギー株式会社を吸収合併したことで、両事業のシナジー効果を発揮し脱炭素社会の実現に向けた新サービスを開発・提供してまいります。

住宅事業

株式会社ケイディアイでは、土地価格の上昇等厳しい外部環境の中で不動産ソリューションを強化し、都内23区を中心とした用地仕入に注力することで事業拡大してまいります。

株式会社ジェイウッドでは、JWOOD事業が20周年を迎えることを背景に、様々なキャンペーンを通じて新たな「ファンづくり」を推進してまいります。北海道で展開するKUNIMOKU HOUSE事業では、省エネ住宅等の商品ラインナップを充実させることで顧客獲得を目指してまいります。

美容・健康事業

株式会社JIMOSでは、広告投資の効率化を目的としてブランド横断的な組織を新設し、新規顧客獲得の拡大を目指します。また既存商品の価格改定や、新商品・新カテゴリの開発により商品ラインナップを充実させることで、事業拡大を図ります。

株式会社ベルエアーでは、創立以来50年続けてきたサプリメント販売の原点回帰を掲げ、人生100年時代を見据えた販路拡大をしてまいります。

株式会社アップセールでは、通販事業の取扱商品拡充と積極的な商品開発・仕入により収益性を高めてまいります。

株式会社トレミーでは、医薬部外品等の積極的なODM提案により市場競争力を高め、利益率の向上を図ります。また生産性向上のため設備及び人的投資を行い、各事業との垂直連携強化によるメリットの最大化を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業セグメント	事業内容
クリクラ事業	宅配水「クリクラ」、浄水型ウォーターサーバー「feel free (フィールフリー)」及び次亜塩素酸水溶液「ZiACO (ジアコ)」の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品、介護用品及び福祉用具のレンタル・販売、害虫駆除器のレンタル・販売及び定期清掃業務
建築コンサルティング事業	地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部資材の販売と施工、コンサルティング業務並びに住宅フランチャイズ事業
住宅事業	戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売及びそれに付随する金融業務
美容・健康事業	化粧品・健康食品の製造・販売及び美容材料・医薬品等の販売

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

事業区分	営業所名	住所
本社	本店	東京都新宿区
クリクラ事業	本庄工場	埼玉県本庄市
レンタル事業	町田支店	東京都町田市
建築コンサルティング事業	新宿支店	東京都新宿区

② 子会社の主要な営業所

事業セグメント	会社名	住所
レンタル事業	株式会社アーネスト	東京都渋谷区
建築コンサルティング事業	ナックススマートエネルギー株式会社	東京都新宿区
	エースホーム株式会社	東京都新宿区
住宅事業	株式会社ジェイウッド	宮城県仙台市
	株式会社ケイディアイ	東京都中央区
	株式会社ナックライフパートナーズ	東京都新宿区
美容・健康事業	株式会社 J I M O S	福岡県福岡市
	株式会社ベルエアー	東京都新宿区
	吉慕詩股份有限公司	台北市
	株式会社トレミー	東京都府中市
	株式会社アップセール	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数 (名)	前連結会計年度末比 増減 (名)
クリクラ事業	370 (167)	△21 (△15)
レンタル事業	663 (402)	2 (△20)
建築コンサルティング事業	130 (13)	△34 (5)
住宅事業	159 (14)	0 (5)
美容・健康事業	179 (64)	10 (△2)
全社 (共通)	90 (7)	1 (6)
計	1,591 (667)	△42 (△21)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員 (1名)、準社員 (1名) が含まれております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	3,315
株式会社三菱UFJ銀行	1,620
三井住友信託銀行株式会社	640
株式会社みずほ銀行	320
株式会社佐賀銀行	163
株式会社横浜銀行	55
日本生命保険相互会社	30

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,306,750株（自己株式を含む）
- ③ 株主数 17,972名（前年度末比526名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ダスキン	5,869,100	25.96
株式会社キャピタル	2,264,964	10.02
株式会社ヤマダホールディングス	2,238,000	9.90
レモンガス株式会社	2,006,700	8.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	961,400	4.25
ナック従業員持株会	832,860	3.68
西山 由之	726,184	3.21
株式会社ブリリアントフューチャー	502,800	2.22
株式会社エフティグループ	450,900	1.99
エクセレント株主会	350,190	1.55

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,699,181株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託口」が保有する当社株式（136,160株）は含んでおりません。
2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	17,759株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (4) ⑦ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉村 寛	株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 エースホーム株式会社 取締役 ナックススマートエネルギー株式会社 取締役
取締役	川上 裕也	ビジネスサポート本部長 美容・健康ビジネスカンパニー代表 住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社JIMOS 代表取締役社長 株式会社アップセール 代表取締役社長 株式会社ナックライフパートナーズ 代表取締役社長 株式会社グッドライフビジネスサポート 取締役 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社トレミー 取締役 株式会社ベルエアー 取締役 エースホーム株式会社 監査役
取締役	小磯 雄一郎	クリクラビジネスカンパニー代表 株式会社ACC 代表取締役社長 一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会 代表理事
取締役	脇本 和好	レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社グッドライフビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社アーネスト 取締役
取締役	大場 直樹	建築コンサルティングカンパニー代表 エースホーム株式会社 取締役
取締役	島田 博夫	株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事
取締役	熊本 浩明	株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役社長 Global Japan Consulting Limited (香港法人) CEO Global Japan AAP Consulting Private Limited (インド法人) 取締役 株式会社グローバルジャパンネットワーク 代表取締役社長
取締役	宮島 賢一	荒井商事株式会社 社外取締役
取締役	中畑 裕子	サスティナシード株式会社 代表取締役社長

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	遠藤 彰子	株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社ケイディアイ 監査役 株式会社アーネスト 監査役 ナックススマートエネルギー株式会社 監査役
監査役	大和田 徹	大和田徹税理士事務所 代表
監査役	遠藤 哲嗣	遠藤・金崎・栗林法律事務所 代表 日本総合住生活株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役島田博夫氏、取締役熊本浩明氏、取締役宮島賢一氏、取締役中畑裕子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大和田徹氏、監査役遠藤哲嗣氏は、社外監査役であります。
3. 取締役熊本浩明氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び税務分野に関する幅広い知識と専門的知見を有しております。
4. 監査役大和田徹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知識と専門的知見を有しております。
5. 監査役遠藤哲嗣氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する幅広い知識と専門的知見を有しております。

② 退任取締役は、次のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
島田 博夫	社外取締役（独立役員）	2023年6月29日 任期満了予定

③ 退任監査役は、次のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
遠藤 彰子	常勤監査役	2023年6月29日 任期満了予定
遠藤 哲嗣	社外監査役（独立役員）	2023年6月29日 辞任予定

- (注) 監査役遠藤哲嗣氏は、本人の一身上の都合により、本總會終結の時をもって社外監査役を辞任いたします。

④ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	兼職状況	当事業年度における取締役会出席回数	独立役員
島田 博夫	株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事	12回/13回 (92%)	○
	グローバル企業で取締役を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営者としての豊富な経験を活かし、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資することが期待されており、取締役会において、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の構成員を務めております。		
熊本 浩明	株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役社長 Global Japan Consulting Limited (香港法人) CEO Global Japan AAP Consulting Private Limited (インド法人) 取締役 株式会社グローバルジャパネットワーク 代表取締役社長	13回/13回 (100%)	○
	公認会計士及びコンサルタントとしての専門的見地を活かし、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資することが期待されており、取締役会において、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の構成員を務めております。		
宮島 賢一	荒井商事株式会社 社外取締役	13回/13回 (100%)	○
	経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有し、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資することが期待されており、取締役会において、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の構成員を務めております。		
中畑 裕子	サスティナシード株式会社 代表取締役社長	13回/13回 (100%)	○
	代表取締役社長や社外取締役としての豊富な経験とサステナビリティに関する幅広い知識を有しており、独立した立場から取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資することが期待されており、取締役会において、高い専門性から経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の構成員を務めております。		

招集/通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類/計算書類

監査報告

- (注) 1. 当社は、取締役島田博夫氏、取締役熊本浩明氏、取締役宮島賢一氏、取締役中畑裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 各社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑤ 社外監査役に関する事項

氏名	兼職状況	当事業年度における取締役会出席回数	当事業年度における監査役会出席回数	独立役員
大和田 徹	大和田徹税理士事務所 代表	13回/13回 (100%)	11回/11回 (100%)	○
	税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。			
遠藤 哲嗣	遠藤・金崎・栗林法律事務所 代表 日本総合住生活株式会社 社外監査役	11回/13回 (84%)	8回/11回 (72%)	○
	弁護士としての専門的見地から、主に法務全般について適切な意見を適宜行っております。			

- (注) 1. 当社は、監査役大和田徹氏、監査役遠藤哲嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 各社外監査役の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑥ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であります。上記の被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求及び公的機関による調査に起因して生じた防御費用及び損害賠償金・和解金を当該保険契約により填補することとしております。また、主に被保険者の故意による法令違反や犯罪行為等や身体障害又は財物損壊、保険開始前に既に生じている損害賠償請求等に関連する損害賠償請求等、役員等賠償責任保険契約が役員等に過度なインセンティブとならないよう、一定の免責事由があります。なお、役員等に対する免責金額の設定はなく、当該契約の保険料は取締役会の決議を経て全額当社が負担しております。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役及び監査役（予定）のスキル・マトリックス

当社は、経営理念や経営ビジョン、中期経営計画等の経営戦略を適切に遂行するという観点から、取締役会における充実した議論を通じた重要な業務遂行に係る意思決定や適切な業務執行の監督・監査機能をバランスよく発揮することが必要不可欠であると考えております。

こうした観点から、当社の取締役会にとって必要と考える知識・経験・能力などのスキルを定義しました。

本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認された場合の各取締役及び各監査役に特に期待するスキル（上位4つまで）は以下のとおりです。

取締役及び監査役スキル・マトリックス（2023年6月29日現在）

	氏名	在任年数	専門的経験分野・期待する分野						指名報酬諮問委員会
			経営戦略 マーケティング	財務会計 M&A	法務 リスクマネジメント	SDGs ESG	国際経験	他業種知見	
1	吉村 寛	18	○		○	○		○	
2	川上 裕也	9		○	○	○	○		
3	小磯 雄一郎	9	○			○	○	○	
4	脇本 和好	7	○			○		○	
5	大場 直樹	2	○		○	○		○	
6	熊本 浩明	4	○	○			○	○	○※
7	宮島 賢一	2	○		○			○	○
8	中畑 裕子	2	○			○	○	○	○
9	潤間 正弘	新任		○	○				
10	大和田 徹	5		○				○	○
11	松尾 浩順	新任		○	○			○	

※ 指名報酬諮問委員会委員長

⑦ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数 (人)
		固定報酬	役員賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	161	131	12	17	5
監査役 (社外監査役を除く)	12	11	1	—	1
社外取締役	22	20	1	—	4
社外監査役	8	7	0	—	3

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- i) 2007年6月24日開催の第36期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
- ii) 1990年6月25日開催の第19期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、月額2百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
- iii) 2021年6月29日開催の第50期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬の導入を決議いただいております。取締役に対して付与する譲渡制限付株式報酬は年額30百万円以内（株式数としては45,600株以内）となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の報酬は、固定報酬と業績連動型報酬にて構成としております。業績及びこれに対する各人の貢献度などに応じて決定する方針としており、当期における取締役の具体的な個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の上限金額の範囲内であり、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ、取締役会で決定しております。

ニ. 取締役の報酬構成

i) 固定報酬

固定報酬については、株主総会の決議によって決定した限度内において、取締役の貢献度及び能力、並びに資質を評価し、処遇に反映することを基本方針としております。また、その実効性を確保するために取締役の評価制度を設けるとともに、個々の取締役の報酬決定に関する客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

ii) 業績連動報酬（役員賞与）

当社の業績連動報酬（役員賞与）は、事業活動の成果を表し、株主還元の原因となる指標である「親会社株主に帰属する当期純利益の1%」を範囲内とし、業績連動及び職位ごとの賞与テーブルを定め、担当組織の業績達成度合を加味した上で、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ決定しております。業績連動報酬（役員賞与）については、定時株主総会にて総額の承認を経て決定し、6月の取締役会決議のうえ支給しております。

iii) 業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）

当社は、取締役（社外取締役を除く）に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第50期定時株主総会において、年額30百万円以内とする譲渡制限付株式報酬制度の決議をいただいております。取締役会での割当決議を経て、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会にて審議のうえ、払込期日までに付与しており、譲渡制限期間については、金銭報酬債権の払込期日から、対象取締役が当社の取締役、執行役員のいずれかの地位からも退任する日までの期間としております。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬額の総額は17百万円であります。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬等のうち、金銭による固定報酬（年額報酬）の各事業年度総額は、株主総会において承認を得た範囲内において取締役会により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、会社全体の業績及び各取締役の職務の執行状況を勘案するため、代表取締役社長による決定が適していると判断し、取締役会の決議により代表取締役社長である吉村寛に委任しております。委任する権限の範囲は、株主総会において承認を得た範囲内における個人別の固定報酬（年額報酬）の額の決定及び業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬制度）に係る付与ポイント数の決定としております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役の報酬等に係る社内規程を定めるほか、上記委員に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際しては、予め、指名報酬諮問委員会での審議を行い、当該審議の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。当期の取締役の個人別の報酬等の内容は、上記手続を経て決定されていることから、取締役会は、その内容が上述の役員報酬等の内容に関する方針等に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
 - ニ. 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」、「規律性」、「具体的」、「精一杯」、「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。また、第52期は、全グループを対象にコンプライアンスに関する基礎知識の習得・内部通報制度に関する再告知を目的として、eラーニングを実施し、コンプライアンス意識の醸成を図りました。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(運用状況)

当社は、取締役会議事録及び経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基

づき、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。

ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成される経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。

ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者と対応策を検討し、稟議又は経営会議や取締役会において審議のうえ、決定する。

ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。

また、経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握したうえでリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者と対応策を検討し、稟議又は経営会議や取締役会において審議のうえ、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うために、経営会議を、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。

ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。

ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計13回開催したほか、所定の事項については経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催される経営会議を通じて、ナックグループ各社の業績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一

連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っています。

⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i) 月1回開催される経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
- ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 月1回開催される経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
- ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

- i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
- ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規程を策定する。

ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
- ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
- iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。

ホ. その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

- i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
- ii) 当社の内部監査部門は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示又は勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程に関しては、子会社業務執行規程を制定し、親会社に対する子会社の承認及び報告義務事項の制定、並びに子会社が新規に編成された時点のコンプライアンス遵守体制を強化しました。また、子会社の月次業

績、財務状況、リスク情報、その他の重要な事項は月1回開催される経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

企業理念及び「グループ行動規範」を追記した“NacWay”の小冊子を子会社含むグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、子会社における法令等の遵守体制を強化しております。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示又は勧告を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の専任スタッフは配置せず、補助機関として内部監査部門が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間専任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人については、現在は専任スタッフを配置しておりませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議のうえ、必要な期間、専任の担当を置く体制を整備しております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の専任スタッフを配置しておりませんが、専任スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については常勤監査役の同意を要することとしております。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の専任スタッフを配置しておりませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
- ii) 当社の監査役は、取締役会の他、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

- i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
- ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役・監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- iii) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会等の社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ロ. 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。

ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会等の社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。

ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。

ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	24,875	流動負債	11,470
現金及び預金	11,029	買掛金	2,064
受取手形及び売掛金	5,393	短期借入金	2,400
商品及び製品	2,310	一年内返済予定の長期借入金	1,547
販売用不動産	3,528	リース債務	268
未成工事支出金	395	未払金	1,666
原材料及び貯蔵品	421	未払法人税等	889
その他	1,921	未成工事受入金	419
貸倒引当金	△124	賞与引当金	787
固定資産	13,860	完成工事補償引当金	34
有形固定資産	8,225	債務保証損失引当金	50
建物及び構築物	4,380	ポイント引当金	59
機械装置及び運搬具	219	店舗閉鎖損失引当金	25
工具、器具及び備品	292	その他	1,257
土地	2,202	固定負債	4,060
リース資産	1,067	長期借入金	2,195
建設仮勘定	62	リース債務	822
無形固定資産	1,477	再評価に係る繰延税金負債	13
のれん	452	役員株式給付引当金	7
顧客関連資産	258	退職給付に係る負債	189
商標権	192	資産除去債務	516
その他	573	繰延税金負債	20
投資その他の資産	4,157	その他	296
投資有価証券	1,218	負債合計	15,531
長期貸付金	6	純資産の部	
破産更生債権等	246	株主資本	23,775
繰延税金資産	680	資本金	6,729
差入保証金	1,700	資本剰余金	3,894
その他	552	利益剰余金	14,414
貸倒引当金	△246	自己株式	△1,262
資産合計	38,735	その他の包括利益累計額	△571
		その他有価証券評価差額金	279
		為替換算調整勘定	9
		土地再評価差額金	△860
		純資産合計	23,204
		負債純資産合計	38,735

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		57,068
売上原価		29,330
売上総利益		27,737
販売費及び一般管理費		24,505
営業利益		3,232
営業外収益		304
受取利息及び配当金	19	
受取手数料	10	
業務受託手数料	16	
受取家賃	181	
その他	77	
営業外費用		294
支払利息	51	
為替差損	14	
地代家賃	201	
その他	27	
経常利益		3,243
特別利益		26
店舗閉鎖損失引当金戻入益	7	
情報セキュリティ対策費戻入益	18	
その他	1	
特別損失		65
固定資産処分損	5	
減損損失	28	
関係会社事業損失	12	
棚卸資産評価損	19	
税金等調整前当期純利益		3,204
法人税、住民税及び事業税	1,256	
法人税等調整額	△53	
当期純利益		2,002
親会社株主に帰属する当期純利益		2,002

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,521
現金及び預金	7,776
売掛金	3,781
商品及び製品	1,459
原材料及び貯蔵品	147
前渡金	73
立替金	193
前払費用	395
差入保証金	689
短期貸付金	14
関係会社短期貸付金	3,710
その他	155
貸倒引当金	△875
固定資産	19,417
有形固定資産	7,760
建物	4,071
構築物	49
機械装置及び運搬具	209
工具、器具及び備品	249
土地	2,066
リース資産	1,054
建設仮勘定	60
無形固定資産	545
のれん	92
ソフトウェア	364
その他	87
投資その他の資産	11,111
投資有価証券	1,073
関係会社株式	7,794
長期貸付金	6
長期前払費用	64
破産更生債権等	246
繰延税金資産	577
差入保証金	1,434
その他	159
貸倒引当金	△246
資産合計	36,938

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,265
買掛金	763
短期借入金	2,400
関係会社短期借入金	785
一年内返済予定の長期借入金	1,510
リース債務	261
未払金	1,310
未払費用	198
未払法人税等	627
前受金	246
賞与引当金	644
債務保証損失引当金	50
ポイント引当金	59
店舗閉鎖損失引当金	25
その他	383
固定負債	3,594
長期借入金	2,070
長期預り保証金	184
リース債務	812
再評価に係る繰延税金負債	13
役員株式給付引当金	7
資産除去債務	506
その他	0
負債合計	12,860
純資産の部	
株主資本	24,717
資本金	6,729
資本剰余金	3,893
資本準備金	3,378
その他資本剰余金	514
利益剰余金	15,357
利益準備金	350
その他利益剰余金	15,006
別途積立金	3,500
繰越利益剰余金	11,506
自己株式	△1,262
評価・換算差額等	△638
その他有価証券評価差額金	222
土地再評価差額金	△860
純資産合計	24,078
負債純資産合計	36,938

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		33,032
売上原価		12,789
売上総利益		20,242
販売費及び一般管理費		17,997
営業利益		2,245
営業外収益		403
受取利息及び配当金	61	
受取家賃	205	
その他	136	
営業外費用		295
支払利息	57	
地代家賃	208	
その他	30	
経常利益		2,352
特別利益		8
店舗閉鎖損失引当金戻入益	7	
その他	1	
特別損失		278
貸倒引当金繰入額	276	
その他	1	
税引前当期純利益		2,082
法人税、住民税及び事業税	825	
法人税等調整額	△36	
当期純利益		1,294

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ナック
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 岡 本 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ナック
取締役会 御中仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 岡 本 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社ナック 監査役会

常勤監査役 遠 藤 彰 子 ⑩
社外監査役 大和田 徹 ⑩
社外監査役 遠 藤 哲 嗣 ⑩

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール

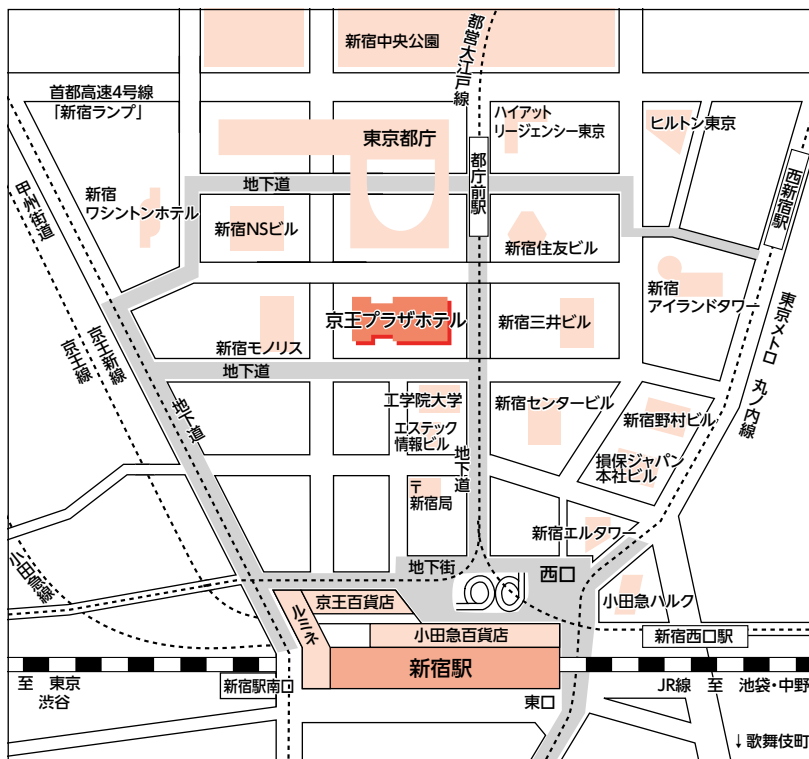
電話

03-3344-0111

アクセス

- 新宿駅西口（JR・私鉄・地下鉄）よりお越しの株主様
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。
地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- 都庁前駅（都営大江戸線）よりお越しの株主様
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側にホテルがございます。

（注）株主総会にご出席の株主様へのお土産等の配布はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。